

# 梶原診療所 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション重要事項説明書

介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

訪問リハビリテーション契約書

介護予防訪問リハビリテーション契約書

個人情報使用同意書

東京ふれあい医療生活協同組合

梶原診療所

東京ふれあい医療生活協同組合 梶原診療所  
訪問リハビリテーション 重要事項説明書  
介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

令和7年4月現在

1. 当事業所が提供するサービスについての総合窓口  
TEL 03-3911-5171 (平日：午前9時00分～午後5時00分まで)  
梶原診療所 事務長 牛田 早苗
2. 東京ふれあい医療生活協同組合 梶原診療所訪問リハビリテーションの概要  
(1) 指定番号およびサービス提供地域

事業者名称	東京ふれあい医療生活協同組合 梶原診療所
所在地	東京都北区堀船3丁目29-9
指定番号	1311731330
訪問リハビリテーションサービスを提供する地域	北区（堀船全域，昭和町全域，上中里全域，栄町全域，豊島全域，岸町全域，王子本町全域，王子全域，東十条1～2丁目，滝野川1～2丁目，西ヶ原全域，中里3丁目，田端5～6丁目，東田端全域，田端新町全域） 荒川区（西尾久全域，東尾久4・5・8丁目）

(2) 職員体制

管理者 診療所所長	常勤	1名以上	管理業務
理学療法士	常勤	1名以上	訪問リハビリテーション業務
作業療法士	常勤	1名以上	訪問リハビリテーション業務
言語聴覚士	常勤	1名以上	訪問リハビリテーション業務

(3) 営業時間

平日 月～金曜日 : 午前9時00分～午後5時00分

※ただし、祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）は休業日となります。

3. サービス内容
  - (1) 血圧や脈拍などの健康状態の確認
  - (2) 日常の生活行為を向上させるための練習
  - (3) 身体機能を高める訓練およびその内容が日々の生活に定着するための自主トレーニングメニューの作成と練習
  - (4) 福祉用具や生活環境についての助言
  - (5) ご家族へのリハビリテーションの視点での助言
4. 料金
  - (1) ご利用料金は別紙に提示いたします。尚、料金については介護保険制度で定められた料金です。

	介護保険による 訪問リハビリテーション	医療保険による 訪問リハビリテーション
訪問リハビリテーションを利用できる方	介護保険の被保険者で、要介護状態及び介護予防の認定を受けて、主治医が訪問リハビリテーションの必要を認めた方	介護保険の対象でない（非該当である）が、主治医が訪問リハビリテーションの必要を認めた方

\* 各種保険の他、公費負担医療制度もお取り扱いします。

\* 介護保険は、1日あたり6単位まで（40分が3回）までとなります。

(2) キャンセル料

- ① 当日利用開始時間までにご連絡いただいた場合 無料  
開始時間までのご連絡をお願いいたします。
- ② 当日利用開始時間までにご連絡がなかった場合 サービス利用料の50%

(3) 支払方法

原則、銀行口座からの引き落としをお願いしています。

当月分の利用料等の請求書を翌月 20 日頃までに発行し、当月分の合計額を翌月 27 日（祝日の場合はその翌日）に引き落としを行い、引き落としを確認した後、翌月分請求書とともに領収書を発行します。

5. サービスの利用方法（下図）

(1) 介護保険と医療保険制度について

訪問リハビリテーションは、作業療法士・理学療法士・言語聴覚士などリハビリテーション専門職が居宅に訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方のリハビリテーションを行うサービスで、介護保険制度、医療保険制度をご利用できます。

(2) サービスの開始

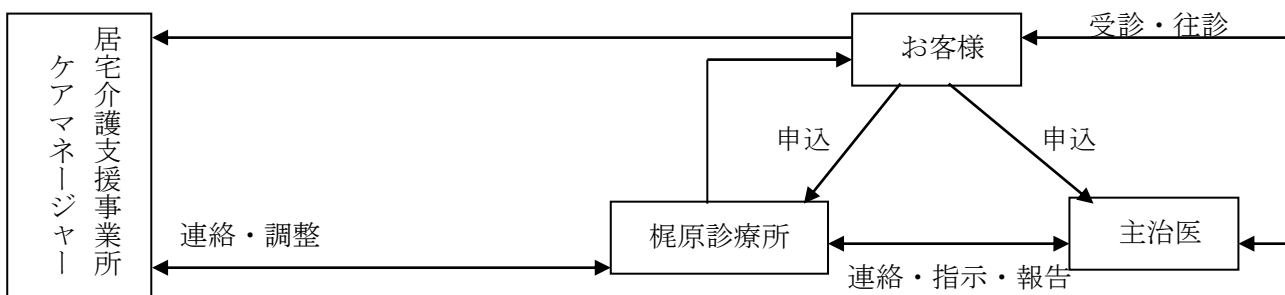
① 指示書について

訪問リハビリテーションを利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は梶原診療所に提供され、主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながらリハビリテーションを行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

② 計画書について

本契約後、訪問リハビリテーション計画を作成しサービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

<介護保険利用の場合>



## 6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急車、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	①医療機関・連絡先	
	主治医（科名）	
	②医療機関・連絡先	
	主治医（科名）	
ご家族	氏 名	続柄
	住 所	
	電 話 番 号	

※ご家族と連絡がお取りできない場合、当院医師と相談の上、先行して救急車を呼ぶ場合があります。

## 7. 非常災害対策

東京ふれあい医療生活協同組合 梶原診療所「消防計画届出書」「事業継続計画」に準拠します。

## 8. 虐待防止対策

「東京ふれあい医療生活協同組合における虐待防止のための指針」に準拠します。

## 9. その他

### (1) 保険証等の確認

保険者証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

### (2) 人材育成機関

医療生活協同組合、梶原診療所では、医師、医学生、看護学生、看護大学院生、リハビリテーション関連職（作業療法士、理学療法士、言語聴覚士）の学生などの研修を受け入れています。予防から在宅緩和ケアまでの幅広い地域医療の実践の場として、これからの医師、看護師、リハビリテーション関連職種を育てて行きたいと考えています。同行訪問をお願いすることがありますのでご協力をお願いいたします。

### (3) 当方都合の休みについて（職員の休暇、交通事故、災害）

- ① サービス提供する職員が突然の休暇にて不在となった場合は、サービス提供を行う他の職員が振替にて可能な範囲内で対応させていただきます。この場合は当日予定されていた時間帯等の変更を利用者と事業者の協議にて合意が得られた場合には変更する場合があります。また、サービス提供を実施する職員が事前に有休や特別休暇が計画されている場合は、利用者と事業者の協議にて合意が得られた場合は、他の曜日や他の時間帯にて振替を行う場合があります。
- ② 交通事情により職員が出勤できない場合や、自然災害・豪雨・降雪等における通行規制や交通渋滞で当日のサービス提供が困難な際には、事業者は利用者

対してご利用の中止をお願いする場合があります。この場合はサービス提供料の算定は致しません

- ③ 有事の災害（震度5程度の地震や水害・火災など）が発生した場合、通常通りの訪問が行えない場合があります。緊急訪問は、医療依存度の高い方や、独居要介護者などの状況確認を、優先的に行うため、直ちに訪問できない場合があります。

避難場所		広域避難場所	
------	--	--------	--

(4) リハビリテーション実施中の事故について

- ① 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族および利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ② 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存します。
- ③ 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

(5) 感染予防対策

感染予防のため、職員が訪問してすぐに洗面所をお借りし、流水での手洗いを行った後に利用者のバイタル測定を行わせていただきます。

(6) ペットによる不慮の事故

ご家庭で飼育されている動物等により、スタッフがこまれたり、引っかかれたり等の事故が起きた場合、東京ふれあい医療生活協同組合では、業務中の災害として労災保険を申請すると同時に、「第三者行為災害届」を提出します。飼育されている動物による加害行為は飼い主の責任であるとの考えから、後日、治療費等が政府より請求されることがあります。

10. サービス内容に対する苦情

ご利用者相談・苦情担当

1) 梶原診療所

担当者 牛田 早苗  
TEL 03-3911-5171

2) 生協介護支援事業への苦情相談

担当者 百瀬 文也  
TEL 03-3911-3630

※ 上記の他、各区市町村・東京都国民健康保険団体連合会にも苦情申請申立窓口があります。

北区役所 健康福祉部介護保険課 給付調整係 TEL 03-3908-1119

荒川区役所 介護保険課 TEL 03-3802-3111

足立区役所 介護保険課 事業者指導係 TEL 03-3880-5746

東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部 相談指導課 TEL 03-6238-0177

**東京ふれあい医療生活協同組合 梶原診療所**  
**訪問リハビリテーション契約書**  
**介護予防訪問リハビリテーション契約書**

**第1条 (契約の目的)**

事業者は利用者に対し、介護保険法等関係法のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正な訪問リハビリテーションを提供し利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払うことを契約の目的とします。

**第2条 (契約の期間)**

契約期間は令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から利用者の要介護認定または要支援の有効期間満了日、または、契約終了の申し出日までとします。なお、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新します。

**第3条 (訪問リハビリテーションの内容)**

- 1 事業者は、利用者の希望を聞き、主治医の指示書及び居宅サービス計画書に沿って、訪問リハビリテーション計画書を作成し、利用者及びその家族に説明します。
- 2 利用者は訪問リハビリテーション計画書に沿って、別紙「訪問リハビリテーションサービスのご案内 (重要事項説明書)」のとおりサービスを利用します。
- 3 サービスの内容、利用回数等は利用者との合意により変更できます。  
事業者は、利用者から訪問リハビリテーション内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

**第4条 (訪問リハビリテーション実施計画書)**

- 1 利用者様の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、「居宅サービス計画」及び主治医が交付する「診療情報提供書」に従って、「訪問リハビリテーション実施計画」を作成します。
- 2 「訪問リハビリテーション実施計画」は利用者様及び御家族に説明します。また、定期的に評価し、必要に応じて実施計画を見直します。

**第5条 (訪問リハビリテーションの利用料)**

- 1 利用者は介護保険等関連法に定める料金を支払います。
- 2 事業者は利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。
- 3 事業者は、利用者から料金の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。
- 4 事業者は、介護保険法等関連法の適用を受けない訪問リハビリテーションサービスがある場合は予めその利用料について説明し同意を得ます。
- 5 利用者は利用料の変更に応じられない場合は、事業者に対し文書で通知し契約を解約することができます。

**第6条 (利用料の滞納)**

- 1 利用者が正当な理由無く利用料を3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以内の期限を定めて督促し、なお払わないときは契約を破棄します。
- 2 事業者は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村等に連絡するなど必要な支援を行います。

## 第7条（契約終了）

- 1 利用者は、事業者に対し、5日間以上の予告期間においてこの契約の解約ができます。
- 2 事業者は、利用者が正当な理由無く又は故意に指定訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させた場合、又は常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしなないなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断した時は1ヶ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします。
- 3 その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。
  - 利用者が死亡、入院期間が3ヶ月を超えた場合、入所又は転出した場合
  - 利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問リハビリテーションの必要を認められなくなった場合
  - 事業者が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
  - 事業者が守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合
  - その他解約せざるを得ない状況が生じた場合

## 第8条（賠償責任）

事業者は、訪問リハビリテーションの提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します。

## 第9条（秘密保持）

- 1 事業者及びその従業員は、訪問リハビリテーションを提供するうえで知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。
- 2 事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。
- 3 事業者及びその従業員は退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

## 第10条（苦情対応）

- 1 事業者は、利用者又はその家族からの苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。
- 2 事業者は利用者又はその家族が苦情申立機関に苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応も致しません。

## 第11条（連携）

- 1 事業者は訪問リハビリテーションの提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。
- 2 事業者は、当該契約の変更又は終了に際し速やかに利用者担当の介護支援専門員等に連絡します。

## 第12条（重要事項に関する説明）

契約書・重要事項説明書に基づいて利用者様に説明します。

## 第13条（契約外条項）

- 1 利用者及び事業者は信義誠実を持ってこの契約を履行します。
- 2 本契約に規定のない事項については、介護保険法等関連法の規定を尊重し、利用者及び事業者の協議に基づき定めます。

訪問リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者（代理人）に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 東京都北区堀船3-31-15  
東京ふれあい医療生活協同組合  
代表理事 百瀬 文也

説明者 梶原診療所 訪問リハビリテーション

氏名 \_\_\_\_\_

私は契約書および本書面により、事業者から訪問リハビリテーションについての説明を受け了承しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家族の代表

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

附則：制度改正等における変更が生じた場合には、別紙にてご説明させていただきます。



# 個人情報使用同意書

私および家族並びに代理人の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 1 使用する期間

訪問リハビリテーション契約書第2条（契約期間）による契約期間と同じ。

## 2 使用する目的

- ① 介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づいて指定訪問リハビリテーションサービスを円滑に実施するため、サービス担当者会議等において必要な場合に使用する。
- ② 介護報酬請求のため国民健康保険団体連合への提供と他社の行う管理業務（会計・経理・事故・苦情報告・サービスの質の向上等）
- ③ ご利用者様の利用されている、又は希望している他の医療機関・介護機関との連携。  
ご利用者様の容態の変化にともない緊急連絡を要する場合。
- ④ 行政機関等、法令に基づく照会確認。
- ⑤ 賠償責任保険等に関わる専門機関、保険会社への届出、相談。

## 3 個人情報の内容

- ① 氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、家族状況等最低限必要な利用者及び家族並びに代理人個人に関する情報。
- ② 介護保険者証記載事項、アセスメント（課題評価）書類、サービス提供表、主治医意見書、診断書、その他必要とする書類。

## 4 使用する条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に開示されないように細心の注意を払うこと。
- ② 個人情報を使用した会議、関係者、内容等の経過を記録しておくこと。
- ③ 場合によって、本人の申し出により第三者への提供を差し止めることができる。

上記の同意を証するため、本書2通を作成し、利用者と事業所が1通ずつ保有するものとします。

令和        年        月        日

利用者        氏名 \_\_\_\_\_

家族の代表 氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_

代理人        氏名 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_